

地域の取り組みから見えてくる「つつみこむ社会」のかたち

宮本太郎さん（中央大学法学部教授）

1 「つつみこむ社会」？

「つつみこむ」創造的な取り組みがたくさんあるのに、なぜいまだ社会全体として定着しないか（むしろ排他的な傾向が強まるのか）と考えてみる

「社会的包摂って分かりにくい（怪しい）何に包摂される？ 包摂されたくない場合も？」 そのとおり 現実の改革の可能性とリスクをみる

これまでの改革を振り返ってみると、私たちはどこまで（どこに）来ているのか「地域包括ケアシステム」？「地域共生社会」？

2 これまでの生活保障と地域の福祉制度

雇用と家族 男性稼ぎ主の安定雇用で家族扶養

福祉 「働けない人々」（と「働いてしまった母親」）のための福祉
雇用との分断

地域の制度 縦割りの制度での「働けない人々」の絞り込み 困難がはっきりしているほど保護可能

3 これからの生活保障と地域の福祉制度

雇用と家族 不安定雇用の拡大と家族の変容

福祉 元気で活躍するのに支えがいる老若男女みんなのため
参加すること働くことの支援

地域の制度 縦割りを超える包括的支援で複合的困難に対処
早期対応ほど効果的

4 転換は図られてきたが… 平成福祉改革の30年

ゴールドプラン(1989)、エンゼルプラン(1994)、介護保険法成立(1997)、基礎構造改革(2000)、障害者自立支援法成立(2005)、子ども子育て新制度(2012)、生活困窮者自立支援法(2013)

- * 保護する福祉から自立の支援(元気にする福祉)へ
- * 支援の包括化志向 (地域包括ケアシステム、自立支援協議会、支援調整会議etc.)
- * 措置から契約(準市場)へ 元気になるための最善のサービスとその組み合わせを選択できる機会が重要(ケアマネジメント)

5 平成福祉改革の2つのジレンマ

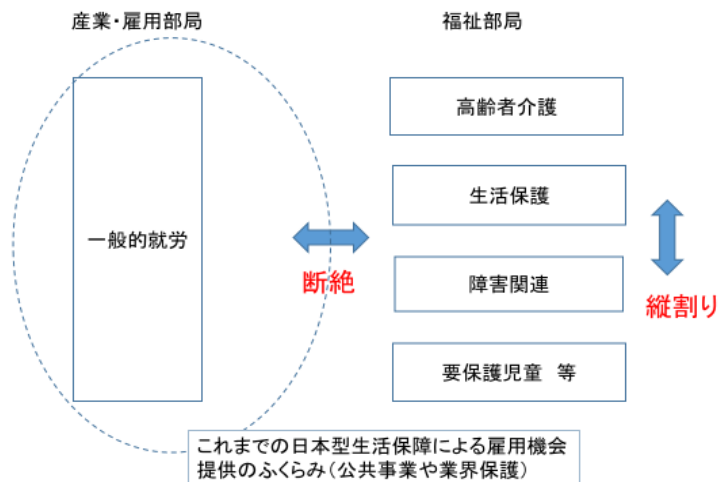
* 制度的ジレンマ 「縦割りのなかの包括化」というジレンマ

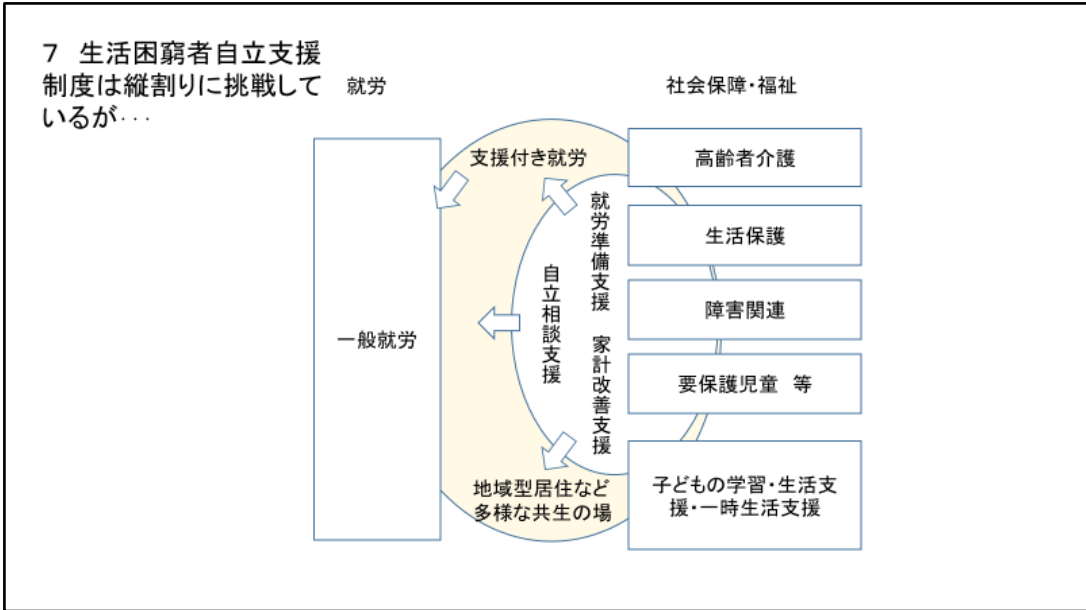
自治体における雇用と福祉の分断、福祉の縦割り構造は温存されたまま (霞ヶ関発?) 縦割りのなかでのたくさんのワンストップ、たくさんの協議会

* 財政的ジレンマ 「財政再建のなかの福祉拡充」というジレンマ

国と自治体長期債務のGDP比は94.4%(1997)から202.4%(2013)へ 「準市場」の市場化 自己負担強化

6 制度的ジレンマ 産業・雇用部局と福祉部局の断絶、福祉部局の縦割り





8 トランポリン型社会による包摂？

* つつみこむ場の必要 とくに就労と居住においてつつみこむ条件がなければまた排除されてしまう(また落ちてしまう)

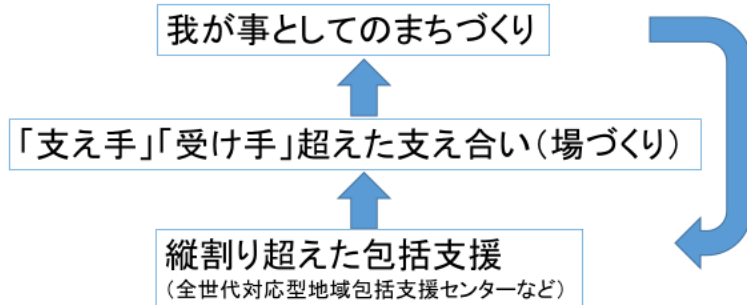
* 包括的相談・支援 複合的困難に対処できる広い(包括的な相談と支援の)トランポリンか？

The illustration shows two figures on a trampoline. One figure is in mid-air, having just fallen off the edge, representing exclusion. The other figure is lying flat on the trampoline, representing being caught or included.

9 「地域共生社会」とは

• 「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し(中略)地域をともに創っていく社会」(「地域共生社会の実現に向けて」)

10 「地域共生社会」をつくるとは？



11 これまでの福祉改革との関係は？

- 平成の福祉改革の「**棚卸し**」介護保険、障害者総合支援と共生型ケア、生活困窮者自立支援、子ども子育て支援



- 諸改革の進捗を妨げている制度的ジレンマへの対処 自治体での(それぞれの事情に即した)地域力強化

しかし財政的ジレンマへの対処は頓挫したまま…

12 財政的ジレンマが手つかずのままだと…

制度的ジレンマ解消のための「地域共生社会」が財政削減圧力の受け皿になってしまうかも



「地域共生に責任転嫁(補助金削減)」？

「支えられる側を働かせる」？

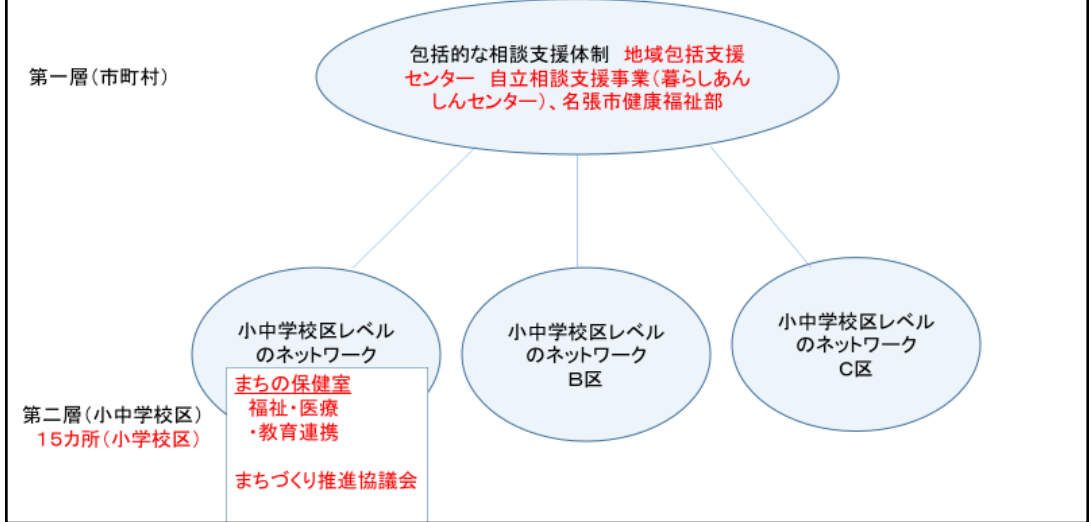
「やりがいの搾取」？

になってはならない

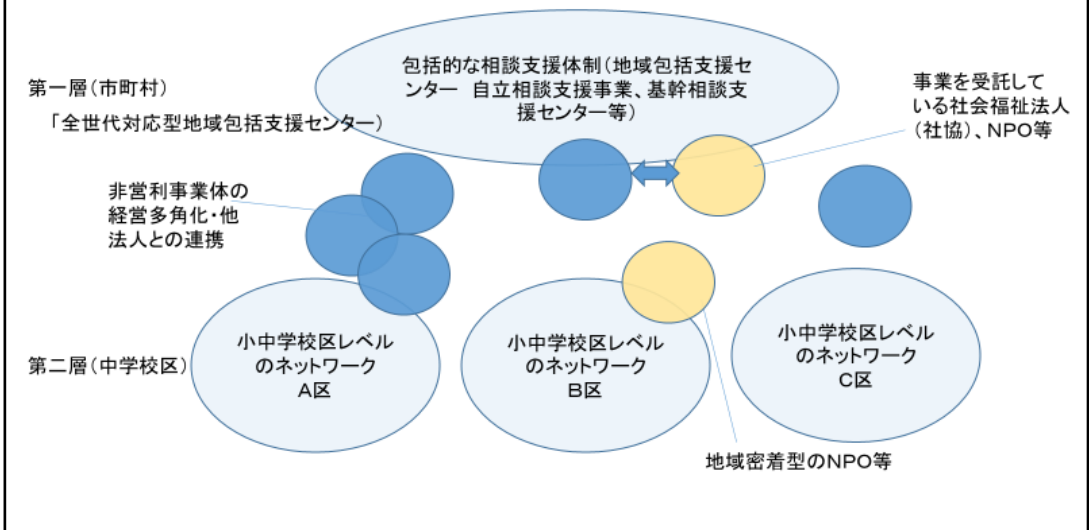
昨今の財務省の信頼失墜→「一体改革」放棄→あとは「切り込み」？



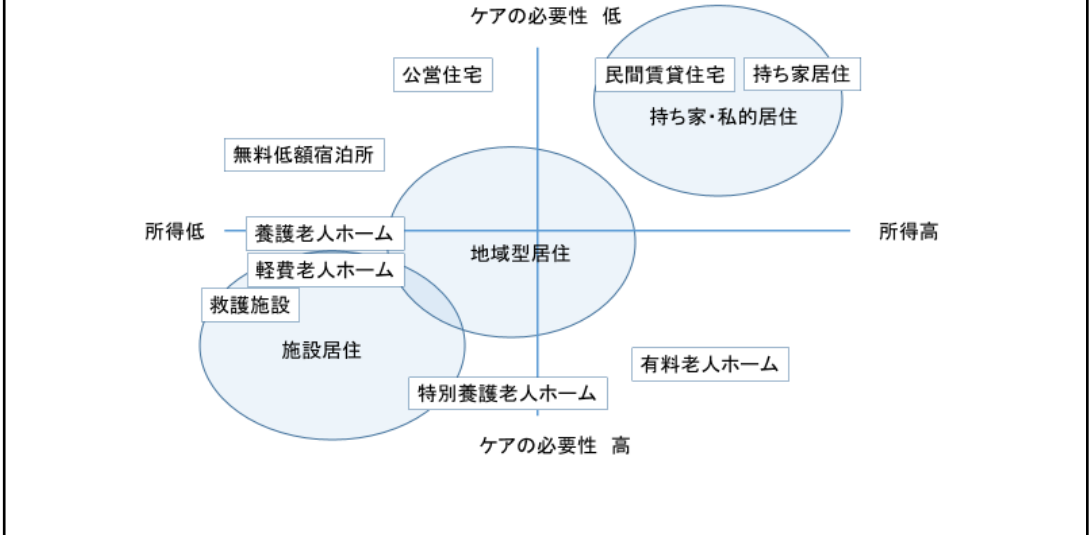
13 名張市にみる「地域共生社会」への展開

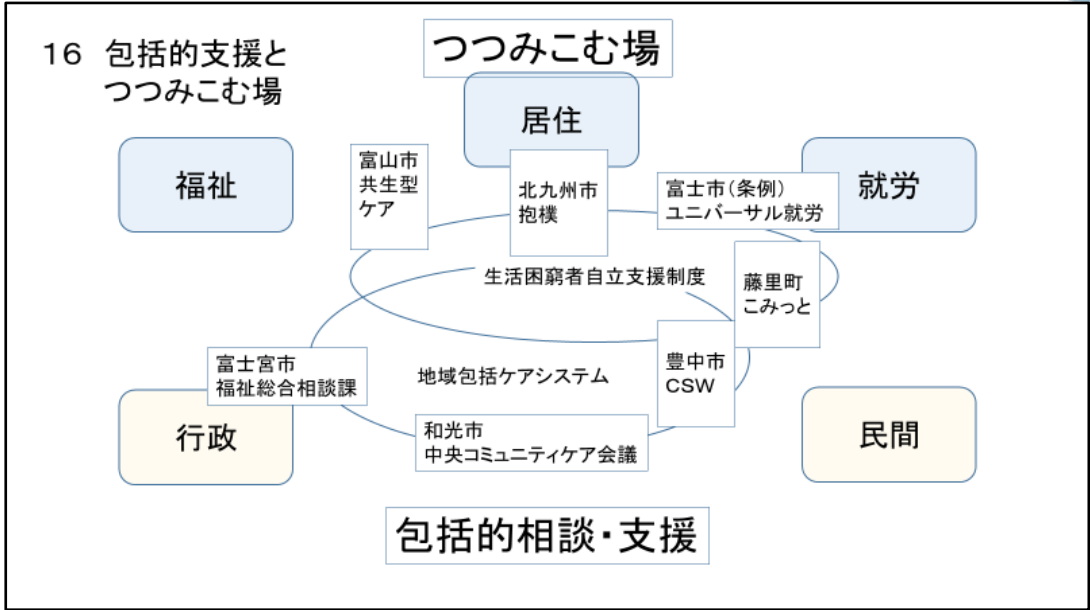


14 「真のワンストップ」づくり? 元気になる入り口はたくさんあるべき



15 つつみこむ場としての居住も大切





17(補足) 補完型所得保障の必要

* ユニバーサル就労などではすぐに生活が成り立たない可能性 勤労所得頼みでも、劣等処遇による代替型所得保障だけでなく 勤労所得を補完する所得保障が必要

* 補完型所得保障の例
 家族手当(児童扶養手当など含む) 住宅手当 給付型奨学金
 負の所得税 給付付き税額控除

ご清聴感謝します

こちらも参考にしてください